

練馬区障害者企業就労奨励金事業

就職者を出したことは良かったけれど…。
事業所の報酬は減収…運営は厳しい…。
こんな矛盾を奨励金で緩和いたします。

練馬区障害者就労促進協会では…

障害者の就労支援に力を入れている事業所を応援しています。
一般就労する方を送り出すことが、事業所の使命の一つ。
しかし、そのことで経営があやうくなったら本末転倒。

利用者が就職し、報酬が減収になった。

という事業所さん、下記まで連絡ください。

通常得られたと想定される**報酬の2/3**を奨励金として
支給します。

※ 支給期間

3か月間もしくは新しい利用者が入所するまでの期間の早い方

○練馬区障害者企業就労奨励金申請の手引き

□ 趣旨・目的

・就労支援事業所利用者が企業就労することで、報酬の減収となった事業所に対し、奨励金を支給することで減収を緩和し、事業所運営の安定を図るとともに、事業所として就労支援に力を入れやすい体制を作る。

□ 奨励金対象事業所

区内在住利用者が企業就労し報酬が減収となった、下記の事業所

(1) 区内福祉作業所および共同作業所

(2) 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所

※ 区指定管理事業所は除く

□ 支給額

就職をされた利用者の報酬単価、出席率等を勘案し、通常得られたと想定される報酬の2/3を奨励金として支給する。

□ 支給期間

月を単位として3か月間、あるいは、新たな利用者が入所するまでの短い期間。

□ 手続き

1 奨励金申請受付

随時、申請を受付けています。

2 必要な書類

(1) 企業就労奨励金支給申請書

(2) 出席率と報酬単価を証明するもの(出席簿・受給者症の写し等)

以上を、練馬区障害者就労促進協会に提出。

※ 企業就労奨励金申請書の入手は、下記、障害者就労促進協会まで、ご連絡下さい。

4 支給決定

申請を受け協会理事長が決定します。

支給決定通知書(不支給通知書)・支給請求書・振り込み依頼書を送付します。

5 支給

請求書・振り込み依頼書の提出を受け、支給対象事業者の預金口座に入金します。

□ お問い合わせ先

公益財団法人練馬区障害者就労促進協会（レインボーワーク）

練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階

TEL 3557-8182 FAX 3557-8176